

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について
- (2) 大阪府は「1 ホームの定員を短期入所を含めて10人以下とする」「日中活動事業所や高齢者グループホームとの併設禁止を原則とする」指定方針について、府内全市町村と十分な情報共有を行い、その趣旨及び運用の徹底を図ること。また新規指定や事業所開設にあたり、指定権者と開所地自治体との間で情報共有を行う仕組みを大阪府全体で構築するとともに、法人名、代表者、所在地、管理者、サービス管理責任者等の情報を相互に突合できる仕組みを導入し、複数法人を利用した実質一体運営や偽装的な申請など、指定方針を潜脱する悪質事例を未然に防止すること。

（回答）

- 「大阪府指定共同生活援助事業の指定に関する取り扱い方針」に基づき、同一事業者が一つの敷地内に専らグループホームに供することを目的とする建物を設置する場合は、その定員の総数は、原則として、10名を超えないよう、市町村とも連携しつつ、働きかけを行っているところです。
- また、事業所の新規指定時に、所在地市町村へ情報提供を行うとともに、市町村からの問い合わせや相談についても、対応しています。
- 事業所の指定・指導に関しては、事業所の指定指導を実施している市町村との情報交換等の場を設けており、さらなる情報の共有に努めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(3) 府内全域の日中サービス支援型の実施状況（指定自治体や箇所数）、ならびに日中サービス支援型の協議会設置状況を示し、協議会の検証内容や支援の質などの運営実態を明らかにすること。

（回答）

○ 日中サービス支援型共同生活援助は、障がいの重度化、高齢化に対応するために創設された類型であり、令和8年6月1日時点において8市町（高槻市、貝塚市、箕面市、門真市、藤井寺市、阪南市、田尻町、熊取町）で11事業所が指定されています。

○ 日中サービス支援型共同生活援助事業者は、協議会に対して定期的に事業所実施状況等を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされており、事業所において、市町村と調整の上、報告等が行われているものと理解しています。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(4) 府内の地域連携推進会議の取り組み状況を集約し、好事例を府内市町村に全体化すること。

また今年2月に出された国のガイドライン等では、生活の質の担保は不十分であり、大阪府として地域のあたりまえの暮らしとして支援すべきこと(食事・入浴・外出など)などを、当事者の声も反映した内容の媒体を作成し、事業所研修を行うこと。

さらに新規事業所指定・運営指導については、この間の傾向を踏まえ、利用者の生活の質より営利を優先する事業所を強くチェックする内容で行うよう、府内市町村で連携すること。

(回答)

○ 地域連携推進会議は、グループホームの利用者と地域との関係づくりやサービスの透明性・質の確保等を目的として、各事業所に設置が義務付けられており、国の「地域連携推進会議の手引き」を踏まえ、各事業所において、設置・開催されているものと認識しています。

○ また、令和8年2月に示された、指定共同生活援助事業者向けの「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」については、利用者の支援の質の確保から、引き続き内容を精査する必要があると認識しています。

○ 府としても、地域における支援のあり方について、事業所職員を対象とした研修の実施を含め、必要な対応を検討してまいります。また、新規事業所の指定及び運営指導については、これまでの傾向も踏まえ、利用者支援の質を重視し、営利を優先する事業所に対しては、厳正に対応する必要があると考えています。今後ともガイドライン等を踏まえ、府内指定権者とも連携を図りつつ、適切な対応を行ってまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(5) 国では、グループホームの管理者研修等、来年度実施の方向で検討されている。国が示すカリキュラムについて、良質なグループホームを増やすという視点を十分に踏まえ、内容を検討した上で実施すること。また内容について私たちと意見交換すること。

(回答)

○ 府では独自に、グループホームにおいて障がいのある人の日常生活の支援を行う世話人等が支援を行う上で必要な知識を得ることを目的として、グループホームに世話人等として従事する方を対象に、グループホーム世話人等研修を毎年実施し、世話人等の支援力向上に取り組んでいます。

○ 現在、国において、グループホームの管理者の資格要件としての管理者研修や、世話人・生活支援員、夜間従事者など障がい者の支援に直接携わる職員（直接処遇職員）に対する研修の実施が検討されていることから、今後の国の動向を踏まえ、実施方法等について検討してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(7) グループホーム入居者の重度化・高齢化への実態もふまえ、入居者の通院等介助について、府内市町村の昨年度の状況を示すとともに、月2回の利用制限を撤廃すること、また併せて、入院時支援加算の初日からの算定、日中支援加算の休日の算定を、国に強く働きかけること。

（回答）

○ 令和9年3月 31 日まで延長されている個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いを恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、引き続き、国に要望してまいります。

○ また、入院時支援加算の初日からの算定及び日中支援加算の算定については、利用者の状態や事業者の支援負担をふまえ、本府としても、現場の実情に即した支援が適切に評価されることは重要であると認識しており、国に対し、要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(8) 区分が低く認定される傾向の精神障害者グループホームについて、実態調査やヒヤリングを行ない、安定運営や拡充のための府独自の方策を検討すること。また精神障害者本人のあたり前の権利として、必要な支援が把握できるような調査項目や調査のあり方について検討し、国に働きかけること。

(回答)

○ 精神障がい者グループホームについては、区分認定の状況や支援ニーズが多様であることから、実態把握は重要であると認識しております。

○ 精神障がい者本人の必要な支援が適切に把握できるよう、調査項目や調査方法のあり方についても当事者の視点を踏まえつつ、引き続き、国に対して要望してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 （ 障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議 ）

（要望項目）【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(9) 個人単位のヘルパー併用について、政令・中核市を含む府下自治体と連携し、府下全域の個別のヘルパー併用の実態（人数・利用時間等）、支給決定状況やガイドラインを集約し示すこと。また、個人単位のヘルパー併用の恒久化、ならびに休日も対象とされている長時間利用減算について、来年の報酬改定では減算対象から除外することを、国に強く要望すること。

（回答）

○ 重度障がい者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障がい者の受入体制の確保の観点から、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、令和9年3月31日まで取扱いが延長されています。

○ 府としても、市町村に対し、令和6年度報酬改定の内容を踏まえ、個別ケースに応じ適切に判断のうえ支給決定を行うよう、引き続き市町村に働きかけてまいります。

○ なお、個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについては、先の報酬改定で、令和9年3月31日まで延長され、その上で、居宅介護等を長時間利用する場合については、支援の実態に応じて基本報酬が見直されたところです。

○ 府においては、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例を恒久的なものとするよう、関係都道府県とも連携し、要望してきたところであり、引き続き、国に要望してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課（下線部について回答）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（二重下線部について回答）

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(10) 国に対し、サテライト型の年限撤廃、地域移行特別加算の在宅からの入居支援への拡充、自立生活支援加算の拡充を要望すること。また大阪府として年限付きでない「サテライト型」あるいは「グループホーム圏」(ひとり住戸)など、多様な物件確保や支援形態の方策を検討すること。

(回答)

○ サテライト型住居では、グループホームでの支援を受けずに、いずれ自立した生活を送ることを基本として「3年で一般住宅等へ移行する」という原則があります。

○ 府においては「3年の原則」を撤廃し、グループホームの支援を受けつつ、一人の空間で落ち着いた環境のもと安心して住み続けることができるよう、実態に見合ったものに改善されるよう要望しています。

○ グループホーム制度の拡充については、これまでも国に対し様々な要望を行ってきたところであり、今後もグループホーム制度の拡充に必要な施策については、国に要望してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

1. 第6次大阪府障がい者計画に向けてと大阪府の具体策、および国への要望について

(11) 新たな指針に基づき作成される第8期福祉計画において、各自治体のグループホームにおける重度対応の実態をていねいに把握し、それに則したものととして、府全体の必要見込み量を策定すること。また良質なグループホーム拡充の観点から、国の総量規制案に強く反対すること。

(回答)

○ 府では、市町村との連携を図りながら、国の基本指針に即して、第8期障がい福祉計画の策定に向けた検討を進めているところです。指針では、グループホームの見込量について、「重度障がい者について個別に利用者数の見込みを設定するよう努めること」とされており、令和9年度から11年度の3年間の府全体の見込量は、市町村障がい福祉計画で定める見込量に基づいて算出します。

○ グループホームにおける重度対応の実態については、令和5年3月に大阪府障がい者自立支援協議会による報告書「地域における障がい者等への支援体制について」（以下「報告書」とします。）において、グループホームを利用する方のうち障がい支援区分5と6に該当している方の割合が35.5%となっています。

○ また、報告書においては、重度化・高齢化に対応した生活環境の整備として、障がい特性に応じた支援を行うための個室化の推進など、生活の質を高める取組の必要性に言及されており、府としても、重度障がい者の地域移行をより推進していく観点から、令和5年度より重度障がい者の受入れに必要な環境整備に係る費用を助成する府独自事業「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しており、令和6年度は、昨年実績等からのニーズを踏まえ、予算を拡充して実施しているところです。

○ なお、国に対しては、良質なグループホーム拡充といった観点も含め、
 ・ 障がい者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなること
 ・ 将来にわたり安定した制度の運営ができるよう国において必要な財源を確保すること
 ・ 障がい者の地域生活を支えるグループホームの機能強化は喫緊の課題となってお

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

り、障がい特性に応じた専門的な支援が安定的に行えるよう基本報酬等の見直しを検討すること

などを要望しているところであり、『利用者本位のサービス提供』となるように、引き続き、国動向を注視してまいります。

- 加えて、総量規制については、障がい福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときに実施することができるものであり、各区域における供給サービス量が障がい福祉計画等に定めるサービス見込量を超えていることのみをもって、直ちに実施するものではないことから、市町村とも連携を密にしながら、対応してまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 (下線部について回答)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について
- (2) 公営住宅利用グループホームにおいて、入居者の重度・高齢化による住環境の課題が増加していることをふまえ、低層階への変更等住宅替えの要件を拡充するなど、住み続けるための支援を検討すること。また空き家活用による営利目的のグループホームや大規模化が進む実態もふまえ、公営住宅利用の拡充とともに、借り上げ型公営住宅によるグループホーム活用や、「隣接住戸2戸1化改修」などのグループホーム仕様など府独自のモデル事業を進め、国にも提言すること。

(回答)

- 障がい者グループホームは、障害者総合支援法に基づき、障がい者が普通の暮らしを送るための住まいの場として重要な役割を果たしており、今後とも、関係部局と連携して、その普及・啓発に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について
- (6) 次期大阪府障がい者計画の策定・推進にあたって、消防法令・住宅法令の影響やコンフリクト問題を含めて、グループホームの物件確保に関する実態を調査し、入居拒否につながらない対策について具体的な検討を行なうこと。また計画策定と連動して、物件確保に関する実態調査を定期的を実施すること。

(回答)

- グループホームにおける消防法令改正による影響等については、府内市町村と意見交換するなど、実態の把握などに努めているところです。
- また、消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えたうえで小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直しを働きかけるよう厚生労働省に要望しており、引き続き、国に働きかけてまいります。
- 障がい者グループホームは、障害者総合支援法に基づき、障がい者が、普通の暮らしを送るための住まいの場として重要な役割を果たしており、今後とも、関係部局と連携して、その普及・啓発に取り組んでまいります。
- なお、現在、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする第5次大阪府障がい者計画に基づき障がい福祉施策を推進しています。
- 現行計画の期間が今年度末で終了することから、昨年度、大阪府施策推進協議会の下に設置した計画策定検討部会において、次期計画の策定に向けた検討を進め、本年6月に意見具申をとりまとめられたところです。
- 意見具申では、障がい者の権利に対する理解を深め、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現をめざす方向性が示されました。基本理念については、「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とし、最重点施策については、現行計画における地域生活への移行の取組を発展させ、本人の意向を踏まえた多様な暮らしの実現をめざし、また、専門性の高い分野については、強度行動障がいの状態にある方々への支援の充実を含めて取り組むべきとの提言がなされました。

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

- 次期計画の策定にあたっては、この意見具申に加え、昨年度実施した生活ニーズ実態調査の結果や現行計画の実績・進捗状況等を踏まえるとともに、障がい当事者をはじめとする幅広い関係者の意見をお伺いしながら検討を進めてまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 (下線部について回答)

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名 (障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議)

(要望項目)【グループホームに関する要求項目】

2. グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について

(7) あいつぐコンフリクト問題をふまえ、府の啓発チラシやふれあいだより等で、UR、家主・宅建業者・管理会社・保証業者、地域や公営住宅自治会等への啓発を充実させること。また住宅セーフティーネット法の施行を踏まえ、グループホームの物件確保や、ひとりぐらしへの移行なども含め、障害者への支援が進むよう、市町村に指導助言すること。

(回答)

○ 障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうため、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介するチラシを作成し、府のホームページで周知を図るとともに、宅地建物取引業者研修会に出向いて、グループホーム制度について説明を行うなど、宅建業者や賃貸住宅家主等への普及・啓発に努めています。

○ また、次期大阪府障がい者計画の意見具申において、最重点施策として、本人の意向を踏まえた多様な暮らしを実現することが求められており、そのために、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスの質・量の確保をめざすとともに、地域で安心して生活できる住まいの確保に向けては、庁内関係部局と連携し引き続き取り組んでまいります。

(回答部局課名)

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課